

制定 令和2年8月28日

(適用範囲)

第1条 この約款は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」といいます。）が運用する共用高性能計算機であるAI Bridging Cloud Infrastructure（以下「ABC」といいます。）を共同研究契約その他研究所との契約に基づき研究所以外の法人等が申請し、研究ユニットと共同で利用する場合の利用とそれに付帯するサービス（ABCの利用とそれに付帯するサービスを併せて、「ABC利用サービス」といいます。）に関して、適用されます。なお、研究所外の法人等が登録申請を行い、ABCポイントに相当する利用料金を納付してABC利用サービスを利用する場合は、この約款は適用されず、国立研究開発法人産業技術総合研究所 共用高性能計算機ABC利用約款が適用されます。

2 研究所が研究所ウェブサイト上で掲載するABC利用サービスに関するユーザーガイドその他のルールは、本約款の一部を構成するものとします。

(定義)

第2条 この約款において、「利用希望法人」とは、ABCの利用を希望する法人等で、研究所との間でABCの利用契約を締結していないものをいいます。

2 この約款において、「利用法人」とは、研究所との間で、ABC利用サービスの利用契約を締結した主体である法人等をいいます。

3 この約款において、「利用管理者」とは、利用法人に所属する者の中から選任されたABC利用サービスの利用における責任者をいいます。

4 この約款において、「利用者」とは、利用管理者から指定された者のうち、研究所からアカウントを与えられてABC利用サービスを利用する者をいいます。

5 この約款において、「利用者等」とは、利用法人、利用管理者及び利用者を総称したものをいいます。

6 この約款において、「利用グループ」とは、特定の研究のためにABC利用サービスを利用する役職員等並びに利用管理者及び利用者からなる利用者等の集合体をいいます。

7 この約款において、「役職員」とは、研究所の役員、職員及び契約職員をいいます。

8 この約款において、「役職員等」とは、研究所の役員、職員、契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいいます。

9 この約款において、「ABC管理者」とは、ABCの運用のために研究所によって選任され、ABCの管理業務を管掌する者をいいます。

10 この約款において、「ABC運用担当」とは、ABCの運用のためにABC管理者によって選任された担当者をいいます。

11 この約款において、「ABCポイント」とは、研究所が研究ユニットに対して付与し、利用グループごとに管理される単位であり、利用者等が利用する計算資源等のサービス内容に応じて差し引かれるものをいいます。

12 この約款において、「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明取扱規程」といいます。）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。

13 この約款において、「秘密情報」とは、研究所又は利用者等が相手方に開示した技術情報及び自己の事業に係る技術情報以外の情報であって、秘密である旨の表示がなされている書類又は電磁的記録（複製されたものを含む。）及び口頭で開示された情報のうち、開示に際し秘密である旨明示され、又は開示後30日以内に書面で開示内容を特定のうえ秘密である旨通知されたものをいいます。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

- 三 相手方から情報を知得した時点で既に自己が保有していたことを書面により立証できる情報
- 四 相手方から知得した情報によらないで独自に創出したことが書面により立証できる情報
- 五 相手方から開示を受けた後、相手方が秘密である旨示した情報によらず、独自に創出した情報
- 六 相手方から書面により開示の承諾を得た情報
- 七 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられた情報

14 この約款において、「利用者等の個人情報」とは、利用者等に関する情報であって、「国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程」（27規程第87号。以下「個人情報保護規程」といいます。）第2条に規定する個人情報をいいます。

15 この約款において、「発明等」とは、職務発明取扱規程第2条第7項に規定するものをいいます。

16 この約款において、「利用者等のデータ等」とは、利用者等がABC Iを利用する際にABC Iの記憶装置に保存したプログラム、計算・学習に必要なデータ及び計算・学習結果をいいます。

17 この約款において、「運用データ」とは、利用者等がABC Iを利用することにより副次的に生成される「ファイル情報」、「利用情報」及び「性能情報」の3種類の情報から構成されるものをいい、このうち、「ファイル情報」とは、利用者等のデータ等を格納したファイルの情報（ファイルサイズ、作成日、更新日時等の情報）を、「利用情報」とは、利用者等によるABC Iの使い方に関する情報（使用資源種類及び量、使用プログラムの種類等の情報）を、「性能情報」とは、プログラムの性能に関する情報（CPU、GPU、メモリー等の資源利用率）をいいます。

18 この約款において、「ホーム領域」とは、ABC I利用サービスに付随して、追加費用を負担することなく提供される利用者専用のストレージ領域をいいます。

19 この約款において、「グループ領域」とは、ABC I利用サービスに付随して、追加費用を負担することで提供される利用グループ専用のストレージ領域をいいます。

20 この約款において、「研究ユニット」とは、次に掲げる研究所の組織をいいます。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第6条第3項第2号及び第3号並びに第4項に規定する組織
- 二 前号の組織に、組織規則の定めるところにより置かれる室、研究グループ及び研究チーム
- 三 組織規則（26規則第6号）第3条に規定するO I L（O I Lに置かれるチームを含みます。）及び連携研究ラボ

（目的及び利用態様）

第3条 研究所は、ABC Iが具備する人工知能の研究等に適した大規模で高速な最先端の計算基盤を研究者に提供することで研究所の成果を普及し、もって、我が国における人工知能研究を推進し、社会実装を加速することを目的として、ABC I利用サービスを利用法人に所属する者による次の各号の利用に供するものとします。

- 一 本約款に従い、利用法人が行う利用登録申請の内容に従った利用
- 二 その他、研究所が認める利用

（利用法人）

第4条 利用法人は、次の各号のいずれかに該当するものでなければなりません。

- 一 日本国内に所在地を有し、かつ登記されている会社法（平成17年法律第86号）に規定される法人である「企業」
- 二 日本国内に所在地を有する「大学」、独立行政法人及び財団法人等、学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利団体」
- 三 前二号に掲げる者のほか、研究所が認める団体、組合、機関その他これに準ずるものであって、日本国内にその主たる事務所を有するもの（法人でない場合も含みます。）
- 四 外国に所在地を有する「大学」、財団法人、学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利団体」であって、研究所が認めるもの

（利用資格）

第5条 利用者等がABC I利用サービスを利用するためには、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法第228号）及びこれに基づく安全保障輸出管理関連の政令、省令、通達等（以下「安全保障輸出管理関係法令」といいます。）並びに研究所の安全保障輸出管理規程その他同規程に基づく研究所の定め（以下「安全保障輸出管理規程等」といいます。）に反せず、かつ、日本国内の居住者でなければなりません。ただし、居住者以外の者であっても、安全保障輸出管理関係法令の範囲内で、研究所がABC I利用サービスの利用を認めたときは、この限りではありません。

2 前項に定める居住者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- 一 日本人でありかつ日本国に居住する者
- 二 日本人でありかつ日本の在外公館に勤務する者
- 三 外国人でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者
- 四 外国人でありかつ日本国に入国後6か月以上を経過している者

(利用登録申請及び利用契約の締結)

第6条 利用希望法人がABC利用サービスの利用を希望する場合は、利用希望法人に所属する者の中から利用希望法人における利用管理者の候補を定め、当該利用管理者の候補が、ABC管理者の指定する「ABC利用登録申請書」(別紙様式第1)又は研究所所管のウェブサイトに表示する申請画面(以下、併せて「申請書」といいます。)に必要事項を記入して、ABC管理者に対し、当該申請書を書面で提出し、又は電子データを送信することにより利用登録申請を行います。

- 2 利用管理者の候補は、前項の申請に際し、利用希望法人における利用者全員について、前条第1項に該当するか否かの確認を実施しなければなりません。
- 3 ABC管理者は、次の各号に掲げる要件がすべて満たされていると認める場合には、ABC利用回答書(以下「回答書」といいます。)により、利用管理者の候補に対し、利用を受け入れることを通知します。この通知により研究所と利用希望法人との間に本約款に基づくABC利用サービスの利用契約(以下「本利用契約」といいます。)が成立するものとします。
 - 一 利用希望法人が、第4条の要件を満たすものであること。
 - 二 利用目的が研究及び開発を目的とするものであること。
 - 三 利用が、公共の福祉及び公益・国益の増進を損なうおそれがないこと。
 - 四 利用が、研究所の業務に支障を来すおそれがないこと。
 - 五 申請書に記載された利用者等が、第16条第1項各号の遵守事項に違反する行為を行うおそれがないこと。
 - 六 利用希望法人が、第25条に定める弁償義務を負う能力を有していること。
 - 七 利用管理者の候補が、利用者全員について前項に定める確認を行っていること。
 - 八 利用者等が、安全保障輸出管理関係法令及び安全保障輸出管理規程等に反しないこと。
 - 九 利用希望法人及び利用管理者の候補が、申込書において正しい情報を遺漏なく記載していること。
 - 十 前各号に定めるほか、ABC利用サービスの利用が不相当と認められる特段の事由がないこと。
- 4 研究所は、第3項各号に掲げる要件が満たされていることを確認するにあたり、利用管理者の候補に対して質問をし、追加資料の提供を求めることができ、又は第三者の意見を聞くことができます。
- 5 研究所は、第3項の回答書の作成及び通知事務をアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。
- 6 研究所は、申請書による申請に際して、利用管理者の候補から書面又は電子データにて誓約書を取得することにより、利用管理者の候補に誓約を行わせることができます。
- 7 研究所は第3項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない場合には、利用管理者の候補に対し、回答書により受入れができないことを通知します。
- 8 利用管理者の候補は、利用登録申請を行った後、研究所が回答書により利用を受け入れることを通知するまでの間は、研究所への通知により、利用登録申請を取り消すことができます。

(利用の受入れの取り消し又は中止及び事実の公表)

第7条 研究所は、前条第3項各号に掲げる要件のいずれかが満たされない事態が生じ、又は第16条第1項各号のいずれかに違反した場合には、利用法人に対し、前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。

- 2 研究所は、前項の規定にかかわらず、研究所が管理上の必要があると認める場合には、利用法人に対し、前条第3項に規定する利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命ずることができます。この場合、研究所は、取り消し又は利用の中止の理由を開示する義務を負わないものとします。
- 3 研究所は、前2項の規定により利用の受入れを取り消し、又は利用の中止を命じた場合には、これらの事実を公表することができます。
- 4 本利用契約は、第1項及び第2項の規定による利用の受入れの取り消しにより、解除されたものとします。

(利用登録申請内容の変更)

第8条 利用法人及び利用管理者は、第6条の規定に基づき提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、研究所が指定する利用登録申請内容の変更届(別紙様式第2)にて変更内容を速やかに研究所に対し届け出なければなりません。

- 2 利用管理者は、自ら利用者の状況を把握し、利用者の所属の変更又は利用者の利用資格の喪失等について、前

項に基づき適時に届け出なければなりません。

- 3 研究所は、第1項の変更の届出が遅れたこと、又は同届出を懈怠したことにより、利用者等又は第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

(サービスの提供及びアウトソース)

第9条 研究所は、利用者等に対し、次の各号に掲げるABC利用サービスを提供し、利用者等は、インターネットを経由してアクセスする等の方法により、これを利用することができます。

- 一 ABCの計算資源
- 二 研究所が用意したソフトウェア
- 三 ABCの利用に係る支援
- 四 利用者等によるソフトウェアのインストールに係る支援
- 五 ABCの利用に係る講習会及びABC上で利用可能なソフトウェアに係る講習会
- 六 その他研究所が追加したサービス

2 前項第2号のソフトウェアのうち、ABCを利用するために必要な基盤ソフトウェア(OS、ジョブ管理、開発環境、データ転送等)については研究所より提供されます。

3 ABCの利用にあたって必要となるソフトウェアのうち、前項の研究所が提供するもの以外のソフトウェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等の取得は利用者等が行うものとします。また、その確保に必要な費用は、利用者等の負担とします。

4 研究所は、ABCのシステム内部から対外インターネット接続点までの導通を確保し、利用者等に提供しますが、対外インターネット接続点から利用者等までのインターネット等を利用した外部接続に関しては、利用者等が確保することとします。

5 第1項第5号の講習会では、受講定員を超過した場合にはサービスを受けられないことがあります。研究所は一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

6 研究所は、ABC利用サービスにかかるシステムの運用及び保守をアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。

(ホーム領域及びグループ領域)

第10条 研究所は、利用者ごとに、別に定める容量をホーム領域に提供します。研究所が提供するホーム領域におけるデータのバックアップ保存に関しては、利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰すべき事由により、ホーム領域の容量が不足したとしても、研究所は一切の責任を負いません。

2 研究所は、利用者グループごとに、別に定める容量あたりの単価で、別に定める上限まで容量をグループ領域に提供します。研究所が提供するグループ領域におけるデータのバックアップ保存に関しては、利用者等が責任を持って行うものとし、予期せぬシステム停止等に伴うデータ消失について研究所は一切の責任を負いません。また、利用者等の責めに帰すべき事由により、グループ領域の容量が不足したとしても、研究所は一切の責任を負いません。

3 前2項の各領域について、システムの制限により、利用者等が保存できるファイル数及びファイルサイズに上限が設けられることがあります。

(サービスの提供の中止)

第11条 研究所は、次の各号に該当する場合は、ABC利用サービスの提供を中止できるものとします。

- 一 研究所の設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
- 二 天災その他の非常事態が発生し、又はそのおそれがあるため、研究所によるABCの運用を優先させる必要がある場合
- 三 電気通信事業者等が、研究所内の電気通信サービスの提供を中止した場合
- 四 その他、研究所がABC利用サービスを提供するにあたり、合理的理由により、中止が必要であると判断した場合

2 研究所は、ABC利用サービスの提供を中止する場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法(ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。)で通知します。ただし、前項第2号又は第3号の場合で、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 研究所は、第1項のABC利用サービス提供の中止にかかわらず、収納されたABCポイントの利用料金を利用法人に返還せず、また、ABC利用サービス提供の中止によって生じた利用者等の損害に対して、一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

(サービス内容の変更及び終了)

第12条 研究所は、ABCイ利用サービスの内容の一部又は全部について、随時変更できるものとします。

2 研究所がABCイ利用サービスの継続を終了する旨の判断をした場合には、研究所は、利用者等が自らの利用者等のデータ等を他の記憶領域に移動等するために3か月の猶予期間を設けて利用者等に対して通知（ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）し、ABCイ利用サービスの提供を終了することができます。研究所は、当該猶予期間が経過しABCイ利用サービスを終了した後は、利用者等の保存データ等の消失による損害等利用者等の損害に対して一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

3 研究所は、ABCイ利用サービスの内容の重要な変更を行う場合には、利用法人に対して研究所が適切と判断する方法で通知（ウェブサイトでの表示、電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）します。

（ABCイの利用に係る支援）

第13条 ABCイ利用サービスに係る利用の支援は、土曜日、日曜日、祝日並びに研究所が定める年末年始休暇を除く平日の午前9時から午後5時までの対応とします。

2 前項の支援は、ABCイ利用サービスの利用方法に関する質問のみを受け付けるものとします。

（ABCイポイント）

第14条 ABCイ利用サービスを利用するためのABCイポイントに相当する利用料金は、研究ユニットに対し課金されます。これにより、当該研究ユニットは、利用グループ単位で管理されるABCイポイントを取得することができます。

2 研究ユニットは、ABCイ管理者に対して申入れを行い、随時利用グループ単位で管理されるABCイポイントを追加で取得することができます。

3 利用者等が利用する計算資源等のサービス内容に応じたABCイポイント数が、研究ユニットの所得したABCイポイントから差し引かれ、利用グループのABCイポイント残高がなくなるとABCイ利用サービスを利用できなくなります。

4 サービス内容に応じて差し引かれるABCイポイント数及びABCイポイントに相当する利用料金については、研究所が別途定め、研究所の所管するウェブサイトにおいて掲示します。

5 研究ユニットが取得したABCイポイントは、毎年3月末日をもって失効し、翌年度に持ち越すことはできません。ただし、利用者等の責めに帰すべき事由によらないABCイの故障又は天災等のやむを得ない事情により、ABCイの利用が3月末日まで不可能になり、その利用不可能の期間が20日を超える場合には、利用法人は、当該年度に取得したABCイポイントの残高を翌年度に持ち越すことができます。

6 利用法人がABCイポイントを取得するために研究所に納付した利用料金に相当する研究資金その他一切の費用について、研究所は理由の如何を問わず、返金を行いません。

7 研究所は、ABCイポイントに相当する利用料金の請求及び収納等の業務を、当該業務を行うアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。

8 研究所との共同研究契約に基づきABCイ利用サービスを利用する利用法人（当該共同研究契約において研究所に研究資金を提供する場合に限ります。）は、本約款に基づきABCイ利用申請を行い、一の利用グループにおいて当該利用法人のために同一年度取得したABCイポイントの累積（以下「累積ABCイポイント」という。）が別表に規定する一定ポイント以上となった場合、ABCイ管理者に対し、無償のABCイポイントをABCイ管理者に申請することができます。ただし、当該申請することができるABCイポイントは、同表中の式に基づき算定される額を上限とし、当該申請の算定に用いた累積ABCイポイントは、別の申請の算定に用いることができません。

（成果の帰属）

第15条 利用者等がABCイ利用サービスの利用により得られた知的財産権は、原則として利用者等に帰属するものとします。ただし、当該知的財産権に役員等との寄与がある場合又は研究所と利用法人との間で別途取り決めがある場合はこの限りではありません。

（利用者等の遵守事項）

第16条 利用者等は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- 一 本約款及び回答書に記載されている事項に違反する行為
- 二 申請書に記載した利用目的以外にABCイを利用する行為
- 三 研究所若しくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 四 研究所若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- 五 ABCイポイントを含めた研究所の電子情報を改ざん又は消去する行為
- 六 ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する行為

- 七 研究所のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
- 八 ABCI利用サービスの提供を妨害する行為又は妨害するおそれのある行為
- 九 法令に違反する行為又はそのおそれがある行為
- 十 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、又は社会的に許されないような行為
- 十一 その他、研究所がABCI利用サービスの利用者等としてふさわしくないと判断する行為

2 利用管理者は、利用者の利用状況を管理し、利用者全員が本約款に定める遵守事項を守るように指導しなければなりません。

3 利用法人及び利用管理者は、研究所の求めがあった場合には、ABCI利用サービスの利用状況について報告をしなければなりません。

(アカウントの管理)

第17条 ABCI利用サービスを利用するためには、利用者等は、有効な電子メールアドレスに関連づけられたABCI利用に関するアカウントを研究所から提供される必要があります。なお、電子メールアドレスとしてフリーアドレスを用いることはできず、利用法人又は利用者が所属する法人等から付与されたメールアドレスを用いなければなりません。

2 利用者等は、研究所から提供されるABCI利用に関するアカウント及びアカウントのパスワードを研究所の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ、第三者に推測されないように適切に設定し、管理しなければなりません。

(利用者等のデータ等についての表明保証)

第18条 利用者等は、利用者等のデータ等がいかなる法令にも違反していないことを表明及び保証し、利用者等のデータ等の開発、内容、運用、維持及び利用につき、責任を負います。

(利用者等のデータ等のセキュリティ及びバックアップ)

第19条 利用者等は、ABCIを適正に利用し、利用者等のデータ等について、セキュリティを確保し保護すること、及び定期的に保存することを含め、適切なセキュリティ及び保護を行うことを誓約します。

(安全保障輸出管理関係法令の遵守)

第20条 利用者等は、ABCI利用サービスに付随する情報、利用により得られた成果、その他同サービスの利用により生じた安全保障輸出管理関係法令で規制の対象となるものについて、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするときは、安全保障輸出管理関係法令を遵守したうえで、利用者等の責任においてこれを実施するものとします。

(利用者等が行う事実又は成果の公表)

第21条 利用管理者は、利用者等が、ABCI利用サービスを利用した事実を、学会発表、国際会議発表、プレスリリース等で発表する場合は、利用者の秘密情報を除き、事前にその情報を研究所に提供しなければなりません。

2 利用管理者は、利用者等が、ABCI利用サービスを利用した研究成果を、論文、報告等（以下「論文等」といいます。）で発表する場合は、当該論文等に、ABCI利用サービスを利用した事実を明示しなければなりません。ただし、研究所において、合理的な理由に基づいて明示が不要と判断し、その旨を利用管理者に通知した場合は、この限りではありません。

(利用者等によるソフトウェアのインストール)

第22条 ABCI利用サービスにおいて、研究所が提供しないソフトウェアに関して、研究所が認めた場合には、利用者等は、ライセンスを取得したうえで当該ソフトウェアをインストールすることができます。

2 利用者等がライセンスを取得したソフトウェアは、利用グループのストレージ領域に利用者等の責任でインストールするものとします。

3 ソフトウェアライセンスの取得、インストール作業を行うために必要な情報に関しては、利用者等がABCI運用担当に対し、必要な情報の内容等を記載した情報提供依頼を提出するものとし、研究所は当該依頼に基づき情報を提供します。

4 利用者等が、ABCIライセンスサーバへのライセンスファイル登録等、研究所側で設定が必要なソフトウェアをインストールする際は、利用者等が、ABCI運用担当に対し、インストールを希望するソフトウェアの特定その他インストール作業を行うために必要な内容等を記載した作業内容依頼を提出するものとし、研究所は当該作業内容依頼に基づきライセンスサーバへの登録作業を行います。

(無断利用)

第23条 利用者等は、回答書に記載した利用の期間を超えてABCI利用サービスを利用することはできません。

2 利用者等が研究所の書面による同意を得ることなく、回答書に記載した利用の期間以外の期間にABCI利用サービスを利用した場合には、利用法人は、研究所に対して、利用損害金として、当該期間の利用に係る利用サービスの利用料金の倍額に相当する金銭を支払わなくてはなりません。

(譲渡の禁止)

第24条 利用者等は、研究所の事前の書面による同意なく、本利用契約又は本利用契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供してはなりません。

2 前項に反して、利用者等が本利用契約又は本利用契約に基づく権利及び義務を譲渡し、移転し、又は担保に供した結果、研究所に費用負担又は損害が生じた場合、利用者等は、研究所に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負うものとします。

(弁償義務)

第25条 利用者等の故意又は第16条第1項各号の遵守事項に違反する行為によって、ABC Iの破損、不具合、故障等の損害を研究所に与えた場合には、研究所は、その損害賠償を利用者等に請求することができます。

2 利用者等によるABC Iの利用行為等に起因して又は関連して第三者が損害を受けたとして、第三者から研究所に請求がなされた場合には、利用者等は当該請求により研究所に発生した費用及び損害を負担するものとします。

(秘密情報の取扱い等)

第26条 研究所及び利用者等は、相手方が開示した秘密情報(第27条に定める利用者等のデータ等はこれに含まれません。)について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとし、

2 研究所及び利用者等は、秘密情報の管理について、取扱責任者を定め厳重に管理します。

3 研究所及び利用法人は、役職員等又は利用者等であって、ABC Iの利用に携わる者に対してのみ、秘密情報を開示するものとし、開示に際し、秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、当該役職員等又は利用者等は、研究所及び利用法人が本約款に基づき負うと同様の義務を負うものとします。

4 利用法人は、研究所の開示した秘密情報による発明等又は研究所の開示した秘密情報を含む発明等を創製した場合には直ちに研究所にその旨を通知するものとし、研究所及び利用法人は当該発明等の取扱いについて協議するものとし、

5 利用者等が研究所に開示する秘密情報はABC Iの利用目的に照らし必要最小限の範囲に留めなければいけません。

(利用者等のデータ等の取扱い)

第27条 研究所は、事故若しくは違法行為による漏洩、滅失又は毀損から利用者等のデータ等を保護するために、合理的で適切な対策を実施します。

2 研究所及び役職員等は、次の各号の場合を除き、利用法人又は利用管理者による明示の承諾なくしてABC Iに保存された利用者等のデータ等の閲覧、参照を行わず、第三者に開示しません。

一 ABC I利用サービスの提供・維持のために第三者に業務委託を行う場合であって、かつ運用上必要な場合。ただし、研究所は、業務委託先の第三者に対し、本約款における利用者等のデータ等の取扱いを遵守させるものとし、

二 裁判所又は行政機関より法令、判決、決定又は命令に基づき開示が要求され、これに応じて研究所及び役職員等が、当該裁判所又は行政機関に対し、利用者等のデータ等の内容の開示及び提供を行う場合。なお、この場合、研究所及び役職員等は、上記の開示の要求があった旨を利用法人に通知します。

(運用データの取扱い)

第28条 研究所は、システムの正常運用を図るために、利用者等のファイル情報を参照することがあります。

2 研究所は、プログラムの性能向上及び利用状況の分析等、利用者等の利便性向上及びシステムの効率的な運用を目的として、利用者等の利用情報及び性能情報を収集することがあります。

3 研究所は、技術開発促進及び学術貢献を目的として、運用データから利用者等が特定される情報を除外したデータ及びその統計データを公開することがあります。

(個人情報の保護)

第29条 研究所は、利用者等の個人情報を、個人情報保護規程に基づき、適切に管理します。

(利用状況の確認)

第30条 研究所は、利用グループに対するABC Iポイントの計算、ABC Iポイントの利用料金の算定、利用者等に対するサポートサービスの提供(ただし、利用者等がサポートを望んだ場合に限り)及びABC Iの管理を目的として、利用者等におけるABC I利用サービスの利用状況を確認することができます。

(ジョブのキャンセル)

第31条 研究所は、ABC I利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、利用法人又は利用管理者に予告したうえでジョブのキャンセルを実行することがあります。また、緊急の場合は利用法人又は利用管理者に対して予告することなくジョブのキャンセルを実行することがあります。

(帯域の制御)

第32条 研究所は、ABC利用サービスの提供に支障が出ると判断した場合には、研究所所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

(免責)

第33条 研究所は、ABC利用サービスの利用により、又は利用に伴い発生した事故及び事件等に起因して利用者等又は第三者に発生した損害について、一切の法的責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。ただし、研究所が意図的に当該事故又は事件等を惹き起こした場合には、この限りではありません。

2 研究所は、ABCの故障、不具合等（利用者等のデータ等の消失を含みますが、これに限られません。）により生じた利用者等及び第三者の損害について、一切の法的な責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

3 研究所は、第7条第1項及び第2項に定める利用受入れの取り消し又は利用中止命令に起因して又は関連して生じた利用者等及び第三者の損害について、一切の法的な責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。ただし、第6条第3項第10号又は第16条第1項第11号が適用される場合において、研究所の判断に不合理な誤りがあるときは、この限りではありません。なお、この場合、当該年度に利用者又は利用法人が納付した利用料金相当額を研究所の責任の上限とします。

4 利用者等の利用行為、利用により創出した成果又は当該成果を用いた利用者等の製造販売等の行為が第三者の権利を侵害するとして請求がなされた場合には、利用者等は自らの費用と責任により当該紛争を解決するものとし、研究所は一切の法的な責任を負わず、損害賠償及び補償を行いません。

5 研究所が賠償責任を負う場合には、その範囲は直接かつ通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、特別損害及び間接損害は含まないものとし、

(利用契約の有効期間)

第34条 本利用契約は、回答書に記載した利用の期間終了をもって終了します。ただし、本約款中、第7条第3項の規定は利用の期間の終了後1年間有効とし、第26条の規定は利用の期間の終了後5年間有効とし、第18条、第24条、第25条、第33条及び第37条の規定は利用の期間の終了後も有効とします。

(利用契約の解除等)

第35条 研究所は、次に掲げる事由に該当する場合は、利用法人に対し、何らの通知・催告をすることなく直ちに本利用契約を解除することができます。

- 一 利用法人において、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続開始の申し立てがあった場合又は清算に入った場合
- 二 利用者等が、第6条第3項各号の要件に該当しなくなった場合又は該当していないことが判明した場合
- 三 その他本約款に違反した場合

2 利用法人は、研究所に対し30日前までに通知することにより、本利用契約を解約することができます。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約)

第36条 研究所及び利用法人は、相手方（利用法人における利用管理者及び利用者を含みます。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本利用契約を解約することができます。

- 一 相手方が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）であるとき又は相手方の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいいます。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- 二 相手方の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 相手方の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 研究所又は利用法人は、前項の規定により本利用契約を解約した場合には、これによりその相手方（以下、本条において「当該相手方」といいます。）に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、

3 研究所又は利用法人が、第1項の規定により本利用契約を解約した場合において、損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとし、

4 当該相手方が、前項の損害賠償金を請求者が指定する期間内に支払わないときは、当該相手方は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割

合で計算した金額の遅延損害金を請求者に支払わなければなりません。

- 5 研究所又は利用法人は、本利用契約に関して、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」といいます。）を受けた場合には、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとし、

（契約終了時の措置）

第37条 本利用契約が終了した場合、研究所は、終了後6か月が経過した時点で、当該利用者等のグループ領域及び利用者等のホーム領域に記録されている利用者等のデータ等を含む利用者等に関わる一切のデータ（ただし、利用者等の登録情報を除きます。）を削除します。

- 2 研究所は、利用管理者から本利用契約が終了する前に前項のデータを保存する旨の申し出があれば、利用契約終了後も研究所が認める期間に限り当該データを保存するものとし、この期間は研究所から利用管理者に通知します。

（通知方法）

第38条 研究所から利用者等に対する通知は、本約款に特に定めない限り、申請書に記載された電子メールアドレス宛、又は利用者等が申請書にて指定する連絡先に、電子メールによるテキストデータ、PDF等の電子ファイルを送信又は書面を郵送等で送付する方法により行うものとし、

- 2 研究所が利用者等に対して前項記載の方法により通知した場合においては、当該通知が利用者等に到達しなかったとしても、通常到達すべき時期に到達したものとみなし、当該不到達に起因して発生した利用者等の損害について、研究所は一切責任を負わないものとし、

- 3 研究所は、前2項の通知事務をアウトソーサーに委託することができ、利用者等はこれを承諾します。

（約款の変更）

第39条 本約款を変更する場合には、本約款に特に定めない限り、既に締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとし、

- 2 研究所は、本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容、その効力発生時期等について、変更する30日前までに研究所が適切と判断する方法で利用法人又は利用管理者に通知するものとし、変更内容の詳細については、研究所が所管するウェブサイト（「<https://abci.ai/>」をいいます。）に掲載します。

（準拠法）

第40条 本約款及び本利用契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、

（合意管轄）

第41条 研究所及び利用者等は、本約款及び本利用契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

（その他）

第42条 本約款及び本利用契約に関し疑義が生じた場合又は本約款に記載のない事項若しくはその取り決め等については研究所と利用法人で誠意をもってその都度協議するものとし、

以上

附則

この約款は、令和2年8月28日から施行する。

別表（第 14 条 8 項関係）

共同研究契約の参加研究員が申請できる無償の ABCI ポイントの算定方法等

算定方法等

【計算式】

累積 ABCI ポイント×共同研究の間接経費の算定率

当該年度に取得した ABCI ポイントの累積（以下「累積 ABCI ポイント」という。）が 10,000 ポイント以上となった場合、ABCI ポイントを ABCI 管理者に申請することができる。ただし、上記計算式で 1,000 ポイント未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長名

〇〇株式会社
(〇〇県〇〇市〇〇町1-1)
利用管理者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究等に基づく共用高性能計算機ABC利用約款（以下、「約款」といいます。）に基づき、下記のとおり、利用の登録を申請します。また、利用にあたって次の各項に同意します。

- ① 約款において定められた全ての事項を遵守します。
- ② その他、利用にあたり、ABC管理者及びABC運用担当等の指示に従います。

記

- (1) テーマ名（共同研究契約書がある場合は共同研究契約書の表題及び締結日）
- (2) 利用目的及び概要
(利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。)
- (3) 利用の希望期間
(利用期間は年度末（3月末日）を超えることはできません。)
- (4) ABCポイントに相当する利用料金の上限
(ABCポイントに相当する利用料金は、一の共同研究契約に基づき複数の利用登録を行う場合には、それぞれの登録に係る利用料金の合計額をいいます。)
- (5) 利用者の氏名、所属及び連絡先（他に所属する法人等（大学の学生を含む。以下同じ。））
(利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録住所の国名（例：東工大・日本）、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名（例：LLNL, 米国）も記載してください。)

利用管理者

法人名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
(他所属)		(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号
NAME			電子メール

利用者

法人名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
(他所属)		(他所属の国名)	

別紙様式第1 (第6条第1項関係)

氏名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

利用者

法人名				
所属			役職	
住所	〒			
(他所属)			(他所属の国名)	
氏名	(姓)	(名)	電話番号	
NAME			電子メール	

(6) 利用者に非居住者が含まれないことの確認

(非居住者※がABC利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続その他所定の手続が必要となります。下記の「非居住者の確認及びABCのチェックリスト」への記入をお願いします。)

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果ABC利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。
- ② 「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
(例)外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等
- ③ 居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として扱います。
- ④ 利用者の追加、利用管理者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

	居住者	非居住者
日本人	1. ① 日本国内に居住する人 2. ② 日本の在外公館に勤務する人	①外国の事務所（日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務するために外国に滞在する人 ②2年以上滞在するために外国に滞在する人 ③外国に2年以上滞在する人 ④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6ヶ月未満の人
外国人	①日本国内にある事務所に勤務する人 ②来日後6ヶ月以上経過した人	1. ① 外国に居住する人

別紙様式第1（第6条第1項関係）

非居住者の確認及びABC利用サービスのチェックリスト

- I. 利用者が居住者か否かを確認します。
 該当する項目をチェック（■または)してください。
利用者は全員居住者である。⇒ IIの項目は記載不要です。
利用者に非居住者が含まれる。⇒ IIを記載してください。
- II. 安全保障輸出管理の観点でABC利用サービスを利用する用途等を確認します。
 該当する事項をチェック（■または)してください。

利用管理者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等（兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等）について、下記項目のチェックをお願いします。

1	利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありません。（いいえの場合は、その該当箇所を■にする。） <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3の2に掲げる国又は地域 <input type="checkbox"/> 輸出令別表第4に掲げる国又は地域	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。以下同じ。）の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に参与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている法人等ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は過去行っていた法人等ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	利用者はABC利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に関連すると指定している次の行為に用いません。（いいえの場合は該当項目を■にする。） <input type="checkbox"/> （1）核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究 <input type="checkbox"/> （2）原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等 <input type="checkbox"/> （3）重水の製造 <input type="checkbox"/> （4）核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理 <input type="checkbox"/> （5）軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為。 <input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発又は製造 <input type="checkbox"/> b. 微生物又は毒素の開発等 <input type="checkbox"/> c. ロケット又は無人航空機の開発等 <input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	利用者はABC利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(7) 利用者の本人確認

(利用者全員の本人確認を実施後に、チェック（■または)してください。)

別紙様式第1（第6条第1項関係）

□利用者全員の本人確認を実施した。

（利用管理者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。）

- 1 顔写真付き身分証明書（社員証等）。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。
 - （1）利用者の氏名と顔写真
 - （2）利用者の所属する法人名
 - （3）利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述
- 2 利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
 - （1）運転免許証
 - （2）旅券
 - （3）マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（ただし、個人番号通知カードは除く）
 - （4）在留カード
 - （5）その他研究所が認めるもの

別紙様式第2（第8条第1項関係）

ABC利用登録申請内容の変更届

年 月 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長名

〇〇株式会社
(〇〇県〇〇市〇〇町1-1)
利用管理者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究等に基づく共用高性能計算機ABC利用約款（以下、「約款」という。）に基づき、下記のとおり、利用登録申請内容の変更を届けます。また、利用にあたって次の各項に同意します。

- ① 約款において定められた全ての事項を遵守します。
- ② その他、利用にあたり、ABC管理者及びABC運用担当等の指示に従います。

記

- (1) テーマ名（変更する場合、チェック（または）して、新しいテーマ名を記入してください。）
- (2) 利用目的及び概要（変更する場合、チェック（または）して、記入してください。）
（利用の実態が分かるように記載してください。ただし、ABCの管理運営上特に必要と認められる場合を除き、知的財産権に係る秘密を開示する必要はありません。）
- (3) 利用の希望期間（変更する場合、チェック（または）して、記入してください。）
（利用期間は年度末（3月末日）を超えることはできません。）
- (4) ABCポイントに相当する利用料金の上限（変更する場合、チェック（または）して、記入してください。）
- (5) 利用者の氏名、所属及び連絡先（他に所属する法人等（大学の学生を含む。以下同じ。））
（利用管理者を変更する場合は、新しい利用管理者をご記入ください。）
（削除する利用者を<削除>、追加する利用者を<追加>にご記入ください。）
（利用者全員の氏名、所属及び連絡先を記載してください。兼務等の関係で利用者が複数の法人等に所属を有する場合は、それら全ての法人等について記載してください。利用者が所属する大学がある場合、その大学の名称と登録住所の国名（例：東工大・日本）、利用者が所属する他の法人等があり、かつ、その法人等の住所の国名が外国の場合、その法人等の名称と国名（例：LLNL, 米国）も記載してください。）

利用管理者（変更する場合、ご記入ください。）

法人名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
(他所属)		(他所属の国名)	
氏 名	(姓)	(名)	電話番号
NAME			電子メール

利用者<削除>

別紙様式第2（第8条第1項関係）

法人名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
(他所属)			(他所属の国名)
氏 名	(姓)	(名)	電話番号
NAME			電子メール

利用者<追加>

法人名			
所 属		役 職	
住 所	〒		
(他所属)			(他所属の国名)
氏 名	(姓)	(名)	電話番号
NAME			電子メール

別紙様式第2（第8条第1項関係）

（6）利用者に非居住者が含まれないことの確認

（非居住者※がABC利用サービスを利用しようとする際には輸出管理手続きその他所定の手続きが必要となります。下記の「非居住者の確認及びABCのチェックリスト」への記入をお願いします。）

<注意事項>

- ① 審査のため利用開始日を延期していただく場合や、審査の結果ABC利用サービスの利用が許可されない場合などもあります。
- ② 「利用者は全員居住者である」として提出いただいても、審査の結果、非居住者として扱うべき参加者が含まれると判断した場合は、チェックリストを再提出いただく場合があります。
（例）外国人で、日本国内に6か月以上居住していても、夏休み等に帰国することが想定される留学生等
- ③ 居住者であっても、兼務等の関係でその所属が「外国にある法人等」にもある場合は、非居住者として扱います。
- ④ 利用者の追加、利用管理者又は利用者の所属の変更などにより、「利用者は全員居住者である」から「利用者に非居住者が含まれる」へ変更になる場合は、その都度チェックリストをご提出ください。

※居住者・非居住者の区分

	居住者	非居住者
日本人	1. ① 日本国内に居住する人 2. ② 日本の在外公館に勤務する人	①外国の事務所（日本の法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む）に勤務するために外国に滞在する人 ②2年以上滞在するために外国に滞在する人 ③外国に2年以上滞在する人 ④上記の人で、一時帰国し、滞在期間が6ヶ月未満の人
外国人	1. ① 日本国内にある事務所に勤務する人 2. ② 来日後6ヶ月以上経過した人	1. ① 外国に居住する人

別紙様式第2（第8条第1項関係）

非居住者の確認及びABC利用サービスのチェックリスト

- I. 利用者が居住者か否かを確認します。
 該当する項目をチェック（または)してください。
利用者は全員居住者である。⇒ IIの項目は記載不要です。
利用者に非居住者が含まれる。⇒ IIを記載してください。
- II. 安全保障輸出管理の観点でABC利用サービスを利用する用途等を確認します。
 該当する事項をチェック（または)してください。

利用管理者が所属する法人等だけでなく、全ての利用者が所属する法人等（兼務等の関係で複数の法人等の所属を有する場合は、それら全ての法人等）について、下記項目のチェックをお願いします。

1	利用者が所属する法人等の所在国・地域は、次のいずれでもありません。（いいえの場合は、その該当箇所を <input type="checkbox"/> にする。） <input type="checkbox"/> 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第3の2に掲げる国又は地域 <input type="checkbox"/> 輸出令別表第4に掲げる国又は地域	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	利用者が所属する法人等は、経済産業省により大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬するためのミサイルをいう。以下同じ。）の開発等（開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下同じ。）に関与している懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリストに掲載されている法人等ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3	利用者が所属する法人等は、大量破壊兵器等の開発等を行っている又は過去行っていた法人等ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4	利用者はABC利用サービスを経済産業省が大量破壊兵器等の開発等に関連すると指定している次の行為に用いません。（いいえの場合は該当項目を <input type="checkbox"/> にする。） <input type="checkbox"/> (1) 核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究 <input type="checkbox"/> (2) 原子炉又はその部品若しくは付属装置の開発等 <input type="checkbox"/> (3) 重水の製造 <input type="checkbox"/> (4) 核燃料物質の加工又は核原料物質の再処理 <input type="checkbox"/> (5) 軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらから委託を受けた者が行う次の行為。 <input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発又は製造 <input type="checkbox"/> b. 微生物又は毒素の開発等 <input type="checkbox"/> c. ロケット又は無人航空機の開発等 <input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	利用者が所属する法人等は、軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関ではありません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	利用者はABC利用サービスをいかなる軍事用途にも用いません。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(7) 利用者の本人確認

(利用者全員の本人確認を実施後に、チェック（または)してください。)

別紙様式第2（第8条第1項関係）

□利用者全員の本人確認を実施した。

（利用管理者は、以下のいずれかの方法により、利用者全員の本人確認を実施してください。）

- 1 顔写真付き身分証明書（社員証等）。顔写真付き身分証明証とは、以下の記載が存在し、利用者の所属する法人が利用者の身分を第三者に対して保証していると判断できるものをいいます。
 - （1）利用者の氏名と顔写真
 - （2）利用者の所属する法人名
 - （3）利用者の所属する法人が利用者の身分を認める旨の記述
- 2 利用者の所属する法人が発行する顔写真なし身分証明証と、研究所の指定する運転免許証等の顔写真付き証明書の写し
 - （1）運転免許証
 - （2）旅券
 - （3）マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（ただし、個人番号通知カードは除く）
 - （4）在留カード
 - （5）その他研究所が認めるもの